

平成 27 年 7 月 1 日

保護者 様

学校法人 日出学園
学園長 青木貞雄

浅間山の噴火警報についての学園の基本方針

平素は学園運営にご協力賜りまして、厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 6 月 11 日 15 時 30 分 気象庁地震火山部が浅間山噴火警戒レベル 2 を発表
したことを受け、夏期休業中に予定している、各校・園の日出学園軽井沢山荘（以下山荘）
使用について以下の通りとしますので、ご理解・ご協力の程宜しくをお願いします。

記

◆実施計画

- ・山荘は、浅間山火口から、約 9km 離れている距離にあります。
- ・レベル 2 とは、「火口周辺立入禁止（山頂火口から概ね 2 km 立入禁止）」の警報レベル
です。（別紙、浅間山の噴火警戒レベル参照）
- ・レベル 3 で、「登山禁止（山頂火口から 4 k m 以内規制）」となります。
- ・大規模噴火の際の岩塊についても、50cm・1m 以上の岩塊が確認されるのは、
火口から 3km 以内とされています。
- ・7 月 1 日以降、気象庁の発表する噴火警報・予報（<http://www.jma.go.jp/jp/volcano/>）
を常時確認し、噴火警戒レベル 4 が発令された時点で夏期学校等は中止といたします。
- ・現時点では、山荘使用を伴う夏期学校等は一部カリキュラムを変更して実施の予定
です。

◆非常時対応

- ・夏期学校等実施中に噴火警戒レベル 4 が発令された場合は、その時点で行事中止とし、
速やかに帰着・避難等の対応を図ります。
- ・その際、現地情報も含め、一斉連絡網・Twitter（<https://twitter.com/hinodegakuen>）・
学園ホームページにて随時情報発信を行います。

◆参照

噴火警報・予報
気象庁



日出学園
Twitter



日出学園
ホームページ



以上

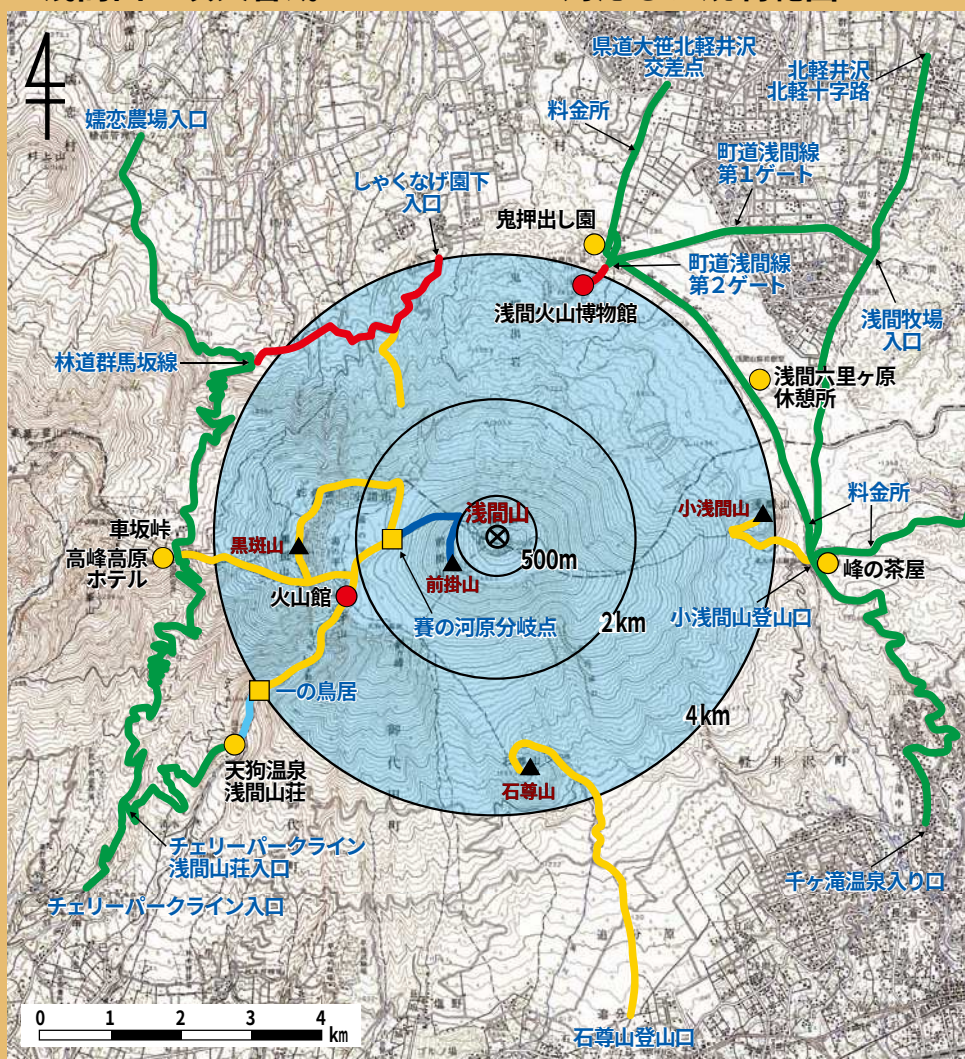
浅間山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

■浅間山 噴火警戒レベル1～3に対応した規制範囲



この地図は、国土地理院「数値地図50000(地図画像)」を使用しています。

- この図は浅間山噴火警戒レベル導入に係る防災対応についての申し合わせ書(平成19年11月11日 浅間山火山防災対策連絡会議)に基づき作成しています。
- 浅間山の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については軽井沢町、御代田町、小諸市、佐久市、嬬恋村、長野原町にお問い合わせください。



【浅間山の特徴】

溶岩や火砕流、火山灰や軽石が推責した安山岩質成層火山で、爆発的なブルカノ式噴火が多いのが特徴です。最近100年間では50回以上噴火を繰り返しており、火山灰や噴石、空振、小規模な火砕流などが発生しています。最近では2004年に中噴火しています。

この図は噴火警戒レベル1～3の時の規制範囲を示しています。
なお、居住地域まで影響が及ぶ場合は、レベル4(避難準備)・レベル5(避難)となります。

●噴火警戒レベル1～3で必要な防災対応

噴火警戒レベル (キーワード)	必要な防災対応
レベル3 (入山規制)	防災対応の範囲を拡大 (4km)を超える範囲で注意喚起、一時規制等) 登山禁止 (山頂火口から4km以内規制)
レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺立入禁止 (山頂火口から概ね2km立入禁止)
レベル1 (活火山であることに留意)	火口付近立入禁止 (火口から500m以内規制)

凡 例

- ⊗ 火口
- 立入禁止区域
(火口から4km以内)
- 道路：レベルにより規制されます。
— レベル3のときは通行できません。
— レベル3のときは状況により規制が行われます。
- 登山道：浅間山では登山して良い登山道が決められています。
左図に示した登山道を利用してください。
火口から500m以内は、レベル1でも立ち入り禁止です。

- 登山が可能な登山道(レベル別)
- レベル3 — (状況により規制される場合があります)
- レベル2 —
- レベル1 —



浅間山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達。 天明噴火（1783年）の事例 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生 ●中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 天明噴火（1783年）の事例 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる ●積雪期に中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる。 過去事例 観測事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	●中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 天明噴火（1783年）の事例 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生 ●噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 過去事例 観測事例なし ●積雪期に中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●山頂火口から中噴火が発生し、4 km以内に噴石や火砕流が到達。 2004年噴火の事例 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 その他の事例 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2 kmまで飛散、火砕流が1.5kmまで、融雪型火山泥流が2 km付近まで到達 1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3 kmまで飛散、火砕流が約3 kmまで到達 ●中噴火が切迫している。 過去事例 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日：地震急増
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●山頂火口から小噴火が発生し、2 km以内に噴石や火砕流が到達。 1982年噴火の事例 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達 ●小噴火の発生が予想される。 2004年噴火の事例 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1）ここでの噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
 注2）表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。
 注3）天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。
 注4）中噴火とは、山頂火口から概ね4 km以内に噴石飛散される噴火とする（稀に噴石が概ね4 kmをこえることがある）。
 注5）小噴火とは、山頂火口から概ね2 km以内に噴石飛散される噴火とする。
 各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。
 ■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。 <http://www.jma.go.jp/jp/volcano/>